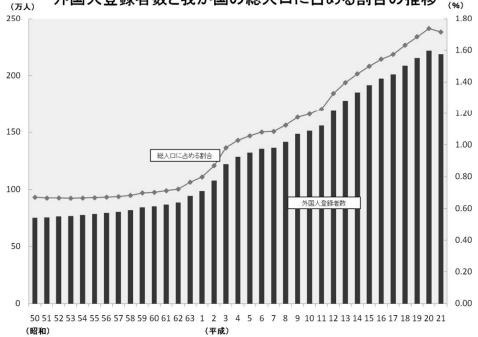
総務省

# 多文化共生の推進について

### 1 背景

平成2年の入管法改正により入国が容易になった南米からの日系人等は、近年急速に増加するとともに、定住傾向を示しているが、これらの人々は日本語によるコミュニケーションが十分にできない場合も多く、その対応が地方公共団体における喫緊の課題となっている。





### **2 施策の概要**

### 多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化 的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしなが ら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

・平成17年度、18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、地方公共団体の多文化共生施策全般について検討。平成18年3月に地方公共団体の施策の参考となるよう「地域における多文化共生推進プラン」を通知。

このプランを受け、各地方公共団体において、次 のような施策を盛り込んだ指針・計画を策定 (例)多様な言語による行政・生活情報の提供 日本語、日本社会に関する学習支援 災害時の通訳ボランティアの育成・支援

平成20年度に地方公共団体等における多文化共生推進事例を調査し、平成21年4月に公表。

平成21年度に「多文化共生の推進に関する意見 交換会」を開催し、外国人住民の現状把握や各主 体の連携の在り方等、検討課題を提示。

# 地域における多文化共生推進プラン(平成18年3月 総務省)

# ①コミュニケーション支援

地域における 情報の多言語化

多言語・多様なメディアによる行政・生活情報提供、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成等

日本語および日本社会に 関する学習の支援 オリエンテーションの実施、 日本語・日本社会の学習機 会の提供等

### ②生活支援

#### 居住

多言語情報提供による居住支援、 自治会等を中心とする取組推進 等

#### 教育

日本語学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援等

#### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

#### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

# ③多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、 学校・図書館・公民館等の 多文化共生の拠点づくり、 交流イベント開催 等

### 外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の支援、審議会等への外国人住民の参加促進による意見の反映等



# 多文化共生施策の推進体制の整備

担当部署の設置や庁内の横断的な連携

担当部署の設置、横断的な連絡調整

地域における各主体の役割分担と連携・協働

市区町村・・・・外国人住民を直接支援する主体として取組

都道府県・・・・市町村レベルの対応促進、広域の地方公共団体として取組

# 多文化共生の推進に係る指針等の策定

- 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月 総 務省)を受け、各地方公共団体において、地域の実情・特性 を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画等を策定し、 施策を推進
- 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画 等の策定状況

	都道府県	指定都市	<b>市</b> (指定都市除く)	区	町	村
策定	45	19	315	14	91	11
している	(96%)	(100%)	(41%)	(61%)	(12%)	(6%)
策定	2	0	452	9	666	173
していない	(4%)	(0%)	(59%)	(39%)	(88%)	(94%)

(注)条例を含む。平成22年3月総務省自治行政局国際室調査(平成22年4月1日現在)。

# 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行について

移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)

